

第 27 号 議 案

長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例

長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第67号）は廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

指定介護療養型医療施設の廃止に伴い、条例の廃止をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。